

ひなた暮らし体験促進事業補助金実施要領

令和 7 年 4 月 1 日
総合政策部中山間・地域政策課

1 目的

この補助金は、県内の事業者が、ひなた暮らし体験促進事業を活用して県外在住者を受入れる際に要する経費を補助することにより、「仕事×暮らし」を体験する取組を県内において促進し、関係人口の拡大を図ることを目的とする。

2 定義

(1) ひなた暮らし体験促進事業

宮崎県への移住をより一層推進するため、「担い手不足に悩む地方の事業者」と「地方に興味のある都市部の方々」をマッチングすることにより、「仕事×暮らし」を体験する取組を県内において促進し、関係人口の拡大を図ることを目的に、県の予算において実施される事業

(2) 間接補助事業

ひなた暮らし体験促進事業を活用し、マッチングサイト（地域の事業者が求人を掲載し、地方で働きたい者が応募することで両者をマッチングする民間のプラットフォーム）を利用して県外からの参加者を受入れ、仕事と宮崎県ならではの体験（観光、暮らし、地元との交流等）を提供する事業

(3) 間接補助事業者

間接補助事業を行う県内の事業者

(4) 補助事業

間接補助事業者に対して間接補助事業に要する経費を補助する事業及び当該事業に必要な事務

(5) 補助事業者

補助事業を行う者

(6) 補助金

本公募の対象である補助事業全体（事務費を含む）

(7) 間接補助金

補助事業者が県から交付を受けた補助金を財源として、間接補助事業者に対して交付する補助金

3 事業内容

この事業の対象は、次の（１）～（６）及び当該事業に必要な事務とする。

なお、（６）については、間接補助金の交付額を精査するに当たり、ひなた暮らし体験促進事業における実績に基づき慎重に精査する必要があるため、適宜、県からひなた暮らし体験促進事業を委託された事業者と連携して事実確認等を行うこと。

(1) 間接補助事業者からの問合せへの対応

(2) 間接補助金の交付申請の受理、精査、交付決定

(3) 間接補助金の変更交付申請の受理、精査、交付決定

(4) 実績報告書の受理、精査、交付額の確定

(5) 請求書の受理、間接補助金の支払い

(6) ひなた暮らし体験促進事業の受託事業者との連携

4 間接補助金の対象等

(1) マッチング手数料

マッチングサイトを利用して発生する手数料について、以下の上限を設けて実費（令和6年度にひなた暮らし体験促進事業を活用した間接補助事業者（以下、「継続事業者」という。）の場合は実費の半額）を支給

人数：1事業者につき参加者5人まで

日数：参加者1人当たり5日間まで

(2) 参加者の宿泊費用

以下の範囲内で実費を支給

＜中山間地域（※）に宿泊＞

人数：1事業者につき参加者5人まで

金額：参加者1人当たり1泊3,000円まで

（継続事業者の場合は1泊1,500円まで）

日数：参加者1人当たり4泊まで

※宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項に規定する中山間地域

＜中山間地域以外に宿泊＞

人数：1事業者につき参加者5人まで

金額：参加者1人当たり1泊1,000円まで

（継続事業者の場合は1泊500円まで）

日数：参加者1人当たり4泊まで

(3) 各種保険料

参加者の労災保険料及びマッチングサイトを利用する際に加入義務のある保険料について、以下の上限を設けて実費分（継続事業者の場合は実費の半額）を支給

人数：1事業者につき参加者5人まで

日数：参加者1人当たり5日間まで

※ 県外からの参加者を受け入れ、間接補助事業者に金銭的負担が生じることを条件とする。

※ ひなた暮らし体験促進事業において間接補助事業者が新たに掲載した求人についてのみ補助の対象とする（ひなた暮らし体験促進事業の実施前に既にマッチングサイトに掲載している求人は除く）。

※ 間接補助金の支払いを行う場合は、間接補助事業者から領収書等を徴収した上で、支払額の根拠を証明書類で明らかにすること。

5 補助金の交付

知事は、本事業に対し、予算の範囲内において、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助金を交付する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。